

～2021年度新入生の保護者の皆様へ～
就学を支援する各種制度のご案内



1 制度の種類

兵庫県では、以下の3つの制度があります。

- 1 国の就学支援金
- 2 兵庫県の授業料軽減補助
- 3 奨学給付金

2 対象者の要件(主なもの)

(1) 国の就学支援金

○保護者全員の年収(目安)が910万円未満の者
※保護者の居住地に関わらず、生徒が日本国内に
居住している場合は支援を受けられます。

【申請時期】 4月の入学時

(2) 兵庫県の授業料軽減補助

- ①対象生徒が、各年度10月1日時点で対象校に在籍していること
- ②保護者全員が各年度10月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③各年度の保護者全員の年収(目安)が910万円未満の者

【申請時期】 毎年7月～9月ごろ

!! 留意事項 !!

☆返済は不要です☆

☆成績要件等はありません☆

☆申請が必要です☆

☆**申請しなければ支給されません**☆

(3) 奨学給付金

- ①対象生徒が、各年度7月1日時点で対象校に在籍していること
- ②保護者が各年度7月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③次のいずれかを満たす者
 - ・各年度の保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が0円の者、もしくは0円相当まで収入減少した者
 - ・各年度7月1日現在に、生活保護のうち生業扶助を受けている者

【申請時期】 毎年7月～9月ごろ

※このご案内は、兵庫県内の私立全日制高等学校に入学する新入生の保護者に向けて作成したものです。
学校の所在地、課程等によって受けられる制度や金額が異なりますので、ご注意ください。

3 支給額(年額)

支給区分(保護者の合算) 上段:年収目安(※1) 下段:所得確認基準額	授業料に対する支援			3奨学給付金 (※3)
	1国の 就学支援金	2県の授業料 軽減補助	合計 (※2)	
年収270万円未満程度 —	396,000円	12,000円	408,000円	52,600円 ~150,000円
年収270万~590万円程度 (0円~154,500円未満)				—
年収590万~730万円程度 (154,500円~217,700円未満)	118,800円	100,000円	218,800円	—
年収730万~910万円程度 (217,700円~304,200円未満)		50,000円	168,800円	—

※1 年収は目安です。具体的には下段の所得確認基準額で判定するため、家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。

※2 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。
また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります(年額は支援されません)

※3 奨学給付金給付額

所得区分		給付額
生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円
市町民税 所得割額 と県民税 所得割額 の合算 0円	下記以外の場合	129,600円
	①2人目以降の高校生等 ②親権者等に扶養されている、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹(高校生を除く)がいる世帯の高校生等	150,000円



4 支給区分の確認方法

次の計算式により算出した所得確認基準額(保護者等の合計額)で判定します。

【計算式】令和3年度市(町)県民税の課税標準額 × 6% - 調整控除の額※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

上記による算出額	国+県支給額
154,500円未満(年収590万円未満程度)	408,000円
217,700円未満(年収730万円未満程度)	218,800円
304,200円未満(年収910万円未満程度)	168,800円

見本

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (単位:円)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分 所得全額①	課税標準	総所得 分厚短期課税 分厚長期課税 山林所得 掛式等の課税 先物取引	市民税 税額控除額② 所得割額③ 均等割額④	県民税 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	調整控除額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額等⑪ 差引付額⑫-⑬-⑭額 変更前税額⑮ 増減額⑯-⑰
----	-------------------------	---------------------------------	------	---	---------------------------------	---------------------------------	---

課税標準額
*記載金額の合計

調整控除の額は、
税額控除額に含まれます。
【調整控除額】
概ね1,500円～
60,000円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178



※ 住民税が未申告の場合は、課税標準額等の確認ができず、支援金の認定・支給ができません。自営業などで申告が必要な方は、**必ず期限内に確定申告を行ってください**ようお願いします。

※ 県内の私立高校に通う場合、上記支援金・補助金の申請・支払い手続きはすべて学校を通して行います。

※ 申請から支給決定、支払いには時間を要します。支給決定までの間に授業料等の納付が必要な場合がありますのでご了承ください。

5 受給するために必要な手続・書類

(1) 国の就学支援金

- ①申請手続(4月の入学時)
 - (i)申請書(入学先の高校で配布されます)
 - (ii)マイナンバーカードの写し等
※原則として、保護者全員分が必要
 - (iii)その他学校が指定する書類

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。)が通算して36月を超えた者
- ・保護者全員の収入合計が判定基準を上回る者

- ②申請したが、所得制限により不支給となった場合
毎年7月から、当該年度の税額を用いて再判定を行います。新たに受給できる可能性があるため、7月中に学校に申請手続を行ってください。

- ③提出を忘れた場合
提出のあった月から支給の算定が開始されます。提出忘れに気づいた時点で、ただちに学校に連絡してください。

各書類を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

6 実施(支給)方法

支給方法(授業料や学校納付金との相殺又は保護者への振込)や支給時期は学校により異なりますので、在籍する学校にお問い合わせください。

(2) 兵庫県の授業料軽減補助 (毎年7月～9月ごろ)

- ①申請書(高校で配布されます)
 - ②住民票
 - ③その他学校が指定する書類
- ※既に学校に提出している書類と重複する場合、提出が省略できる場合があります。詳しくは、7月ごろに学校から配布される書類をご確認ください。

(3) 奨学給付金(毎年7月～9月ごろ)

- ①申請書(高校で配布されます)
 - ②住民票
 - ③健康保険証(生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書)
 - ④その他学校が指定する書類
- ※既に学校に提出している書類と重複する場合、提出が省略できる場合があります。詳しくは学校から配布される書類をご確認ください。



偽りその他不正の手段により支給を受けた者は、支給を取り消し、すでに支給を受けた場合は支援金を返還いただくほか、関係法令により罰せられることがあります。

よくある質問①

Q 他の奨学金と合わせて受けることはできますか？

A 可能です。ただし、学校から授業料の減免を受けている場合は、国の就学支援金及び県の授業料軽減補助の合計額は、減免後の授業料が限度額となります。また、併給先の奨学金の規定により制限されている場合がありますので、併給しようとする奨学金の実施団体にも、必ず確認して下さい。

Q 他にどんな制度がありますか？

A 各種団体が実施する、貸与又は給付の奨学金がありますので、生徒が在籍する高校の事務室にお尋ねください。また、お住まいの市町で実施している場合もありますので、お住まいの市区町役場にお尋ねください。

Q 申請を忘れていました。今から申請することはできますか？

A 県の授業料軽減補助及び奨学給付金は、理由の如何に関わらず、申請期限を過ぎた後に申請することはできません。

国の就学支援金は、申請した月又は届け出た翌月から支給となります。気づいた時点でただちに学校に申し出てください。また、遡って申請することができるのは、真にやむを得ない理由(長期にわたる入院、海外出張等)に限ります。対象にならないと思っていた、生徒がお知らせを持ち帰っていなかった、制度を知らなかった等の理由では遡って支給することができません。

Q 親権者2名が離婚調停中です。マイナンバーカードの写し等は両方必要ですか？

A 原則として必要です。なお、マイナンバーカードの写し等を取得できない真にやむを得ない理由がある場合は学校にご相談ください。親権者が存在するものの、親権者以外に扶養されている場合も同様です。

Q 昨年に比べて今年の収入が大幅に減少します。支援は受けられますか？

A 国の就学支援金は、特例はありません。

経済的不況に起因する失業・倒産のため家計が急変する場合は、兵庫県授業料軽減補助(臨時特別)や奨学給付金(家計急変分)の対象となる可能性があります。発生時点でただちに学校にご相談ください。



よくある質問②

Q 生徒の祖父母も同居していますが、マイナンバーカードの写し等の提出は必要ですか？

A 国の就学支援金、県の授業料軽減補助、奨学給付金ともに親権者の収入を合算した額で判定しますので、祖父母や生徒の兄弟等のマイナンバーカードの写し等は不要です(生徒の親権者が存在しない場合を除きます)。

Q 3月まで海外に居住していたため、日本で課税されていません。支給を受けられますか？

A ①国の就学支援金: 支給を受けることができます。ただし、日本国内での課税状況を確認出来ないため、一律で支給額が年額118,800円の区分になります。

②兵庫県の授業料軽減補助: 補助を受けられる場合があります。前年収入が基準に該当しそうな場合、学校にご相談ください。

③奨学給付金: 支給を受けることができません。



マイナンバーの提出について

マイナンバーは、次のいずれかを提出してください

- ①マイナンバーカード(裏面)のコピー
- ②マイナンバーが記載された住民票
又は住民票記載事項証明書
- ③マイナンバー通知カードのコピー(注)

※郵送で提出する場合は、他に写真付き身分証明書等が必要です。

申請時の学校の指示に従ってください。

※マイナンバーは、親権者全員分が必要です。なお、生徒本人の所得で判断する場合を除き、生徒分は不要です。



(注) マイナンバー通知カードのコピーは、記載内容に変更がない場合、もしくは令和2年5月25日以前に変更手続きが完了している場合に限り、利用可能です。